緊急受入から地域に戻るまでのイメージ図

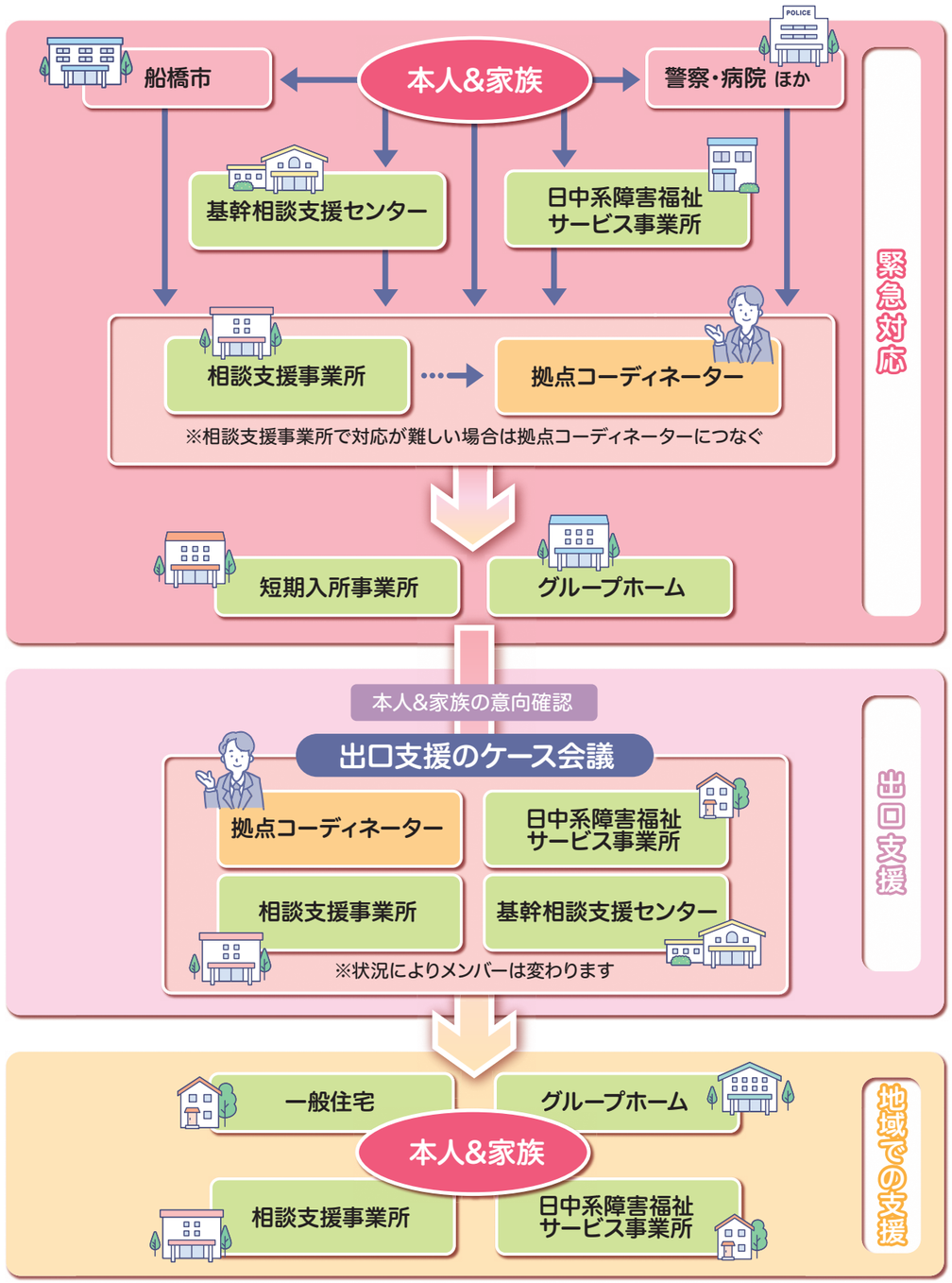

■発行日　2022年（令和4年）4月
■発　行　船橋市地域生活支援拠点運営委員会
■編　集　船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25　TEL 047-436-2309

障害のある人を地域のみんなで支える

地域生活支援拠点システム

事業者向け

船橋市地域生活支援拠点運営委員会

“地域生活支援拠点システム”は地域全体で支える仕組み

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支える体制をつくるものです。市内の事業所や関係機関が連携して、緊急時の相談・受け入れ対応や、その後の支援を行います。システムを効果的に機能させるため、皆様のご協力をお願いします。

地域生活支援拠点システムの各機能

事前登録

相談機能の一つとして、介護者の不在や当事者の状態変化等により緊急時の支援が見込めない世帯については、事前に拠点コーディネーターが面談を行い、緊急時の支援に必要な情報を収集します。事前登録は、訪問系や日中系の事業所から利用者に勧めて頂いたり、拠点コーディネーターに情報共有することも含まれます。

緊急対応

緊急性の高い相談で、連絡を受けた関係機関では対応しきれず、短期入所等の緊急対応が必要な場合、拠点コーディネーターが対応します。短期入所の緊急受入れにあたっては事前登録情報等を活用して、本人の支援に役立つ情報を収集します。

出口支援のケース会議

緊急受け入れをしている間に、日常の生活に戻る際の支援方法を、拠点コーディネーターや相談支援事業所が検討します。その際に、必要があれば普段関わりのある事業者を召集し、ケース会議を開催し、生活の場や障害福祉サービスの提供など検討します。

グループホーム連絡協議会

緊急受入後の生活の場のひとつとして、グループホームがあります。グループホーム連絡協議会は、市内グループホームの待機者及び空き状況の情報収集・提供を行うほか、グループホーム間の連携・サービスの質の向上に向けた研修などの取り組みを実施するため、市内事業者が定期的に集まる場を企画します。

支援困難事例ケースの共有

緊急時に迅速な対応ができるよう、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握する必要があります。事前把握の一環として、基幹相談支援センター、拠点コーディネーター、相談支援事業所の三者での支援困難事例のケース会議を定期的に行い、平時から連携することにより緊急時に備えます。

船橋市地域生活支援拠点運営委員会

地域生活支援拠点システムは、複数の事業者が連携することにより、初めて機能します。船橋市地域生活支援拠点運営委員会は、拠点システムが機能しているか、連携強化の必要性などを定期的に確認し、課題の抽出や解決策を話し合います。
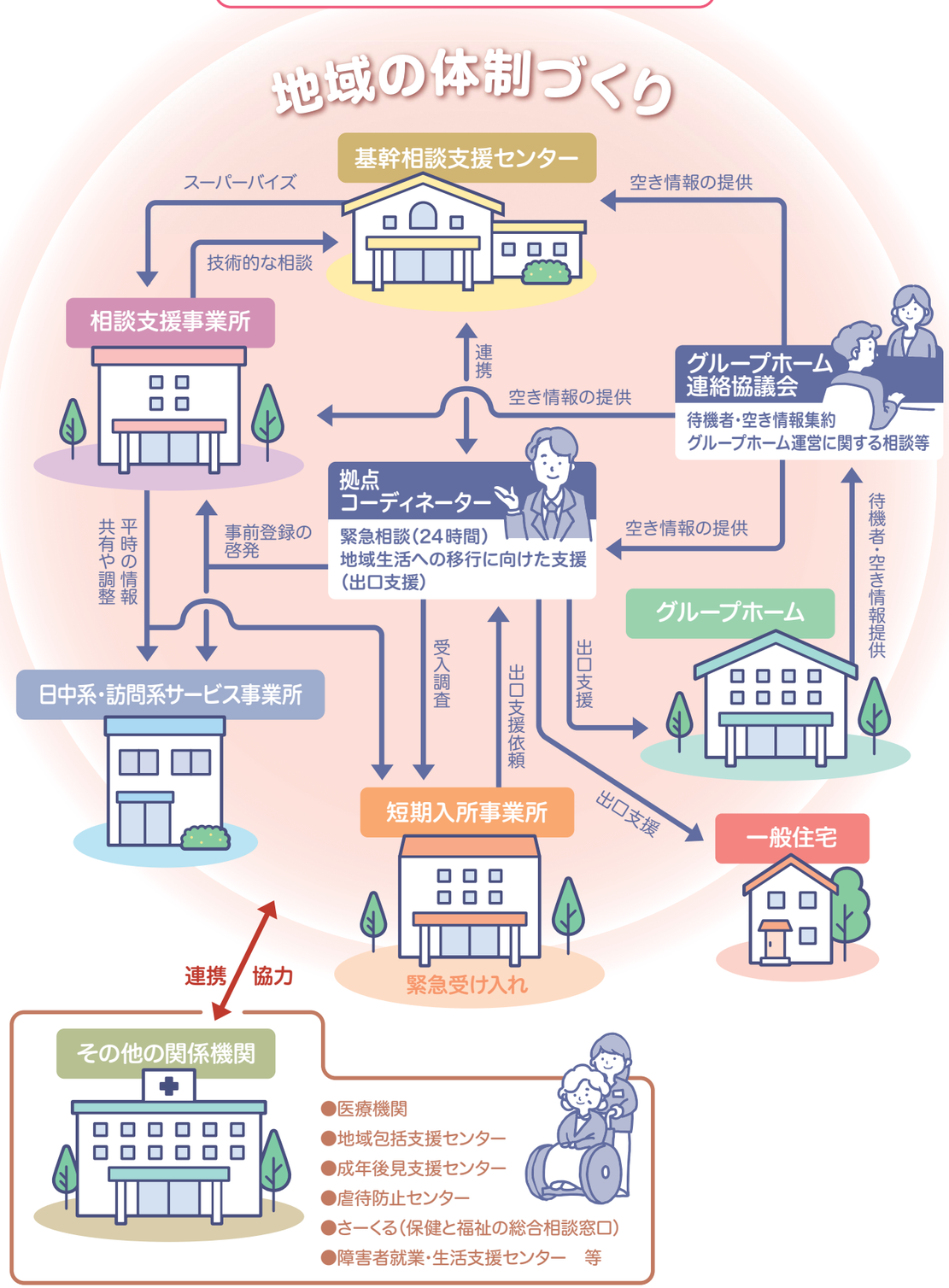
地域生活支援拠点システムイメージ図